

3分野の計画統合((仮称)総合福祉計画)に関する考え方

1 計画統合の背景

背 景

- **複雑化・複合化**している課題の中で、単独の分野での検討ではなく、**幅広い視点**での施策の検討が必要
- **重層的支援**を進める中で、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉が**重なる領域が拡大**し、一体的な推進を要求
- 社会福祉法の改正における**権利擁護支援拡充**に対応した福祉行政の展開
(中核機関法制化、身寄りのない高齢者支援、新たな日常生活自立支援事業の実施)
- 支援人材を含む**担い手不足**は分野を問わない課題
- 急速な社会環境への変化に対応するため、**方針**としての計画本編と、**実行するための進捗管理**の整理

統合の
考え方
(方針)

芦屋市**全体**として目指す**福祉の方向性**を明らかにしながら、**俯瞰的に施策を検討し**、
分野を問わず**連携**して取組を推進していくために
計画の**統合**を行うもの

- 分野を問わない支援の検討
- 庁内や多機関の連携推進
- 制度福祉に止まらない社会参加・地域づくりの推進
- 法定計画としての位置づけと実務におけるプランの整理

2 (仮称)総合福祉計画の理念

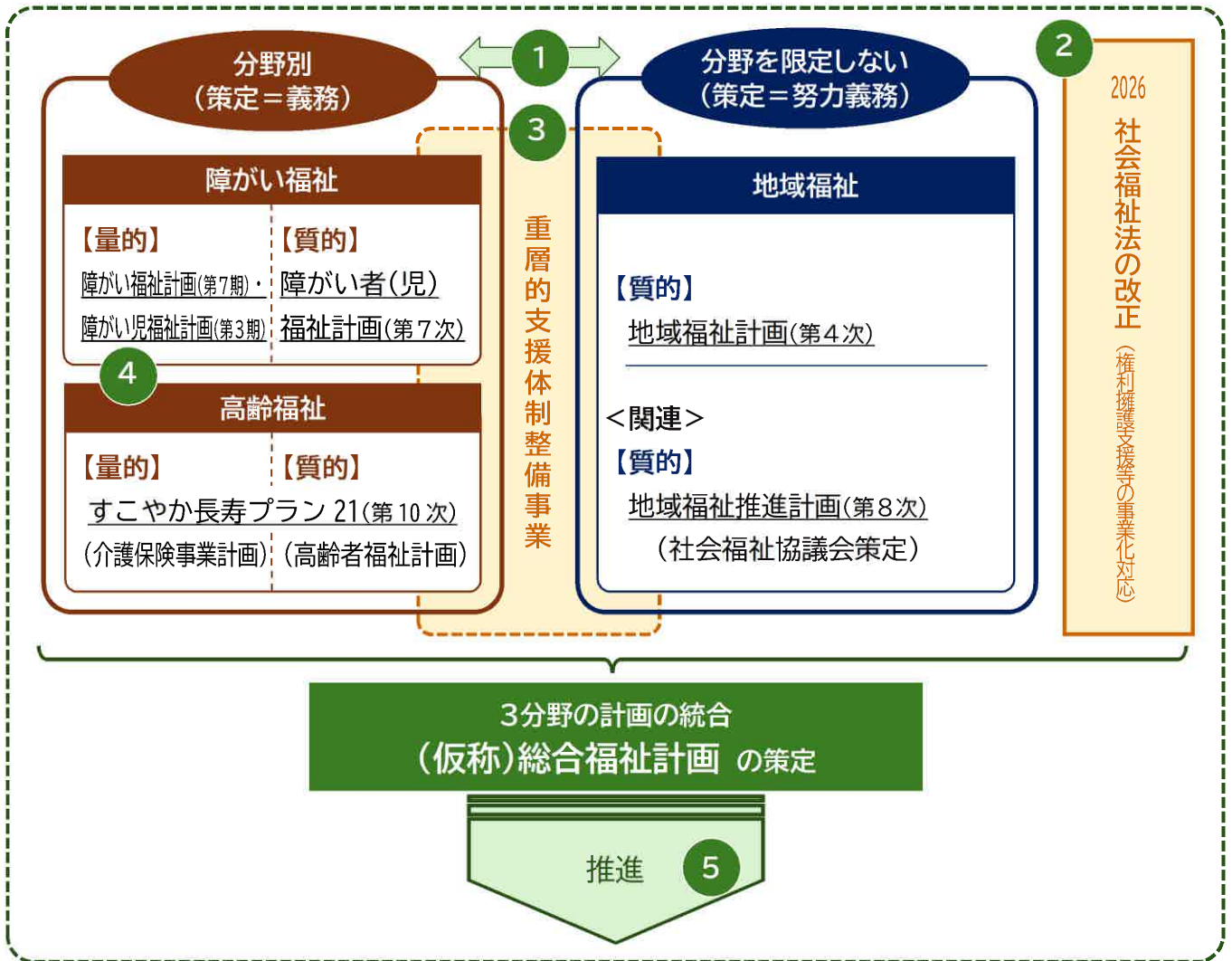
【現行計画の理念】

地域福祉計画	みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます
障がい者(児)福祉計画	障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
すこやか長寿プラン 21	高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち

【次期計画の理念に組み込みたい要素】

・共に生きる(共生)	・自分らしく	・誰もが(包摂)
・心地よく	・生き生きと	・住み慣れた地域で
・支え合い	・主体性(参加)	・つながり(絆)
・尊厳	・持続可能	・住み続けられる など

3 計画統合化の戦略



計画統合化の戦略

統合化の戦略を展開する6つの領域と評価

1 共通の取組や課題への対応を3分野が一体となって効果的に推進

2 協働による権利擁護支援等の実施

3 参加支援・地域づくりによる支え合いの基盤を重視し、庁内連携や多機関の協働など、重層的な支援等を推進

4 各分野別の必要なサービス量の確保

5 戦略的視点を踏まえた計画の一体的評価

地域の人のつながりを大切にしながら、本人の意思を尊重し、権利が守られ、社会参加できる共生の地域社会づくりを目指す。

(1)権利擁護支援 (2)社会参加の推進 (3)地域づくり

制度の狭間問題等への対応を図るため、制度・サービスの質向上や支援者・家族・地域への支援、関係者の協働が進む体制構築を図る。

(4)制度等を担う支援者支援・協働体制の整備 (5)家族・地域(非制度の担い手)の支援体制

高齢・障がいの両分野におけるサービス整備などフォーマルな支援の充実を目指す。

(6)サービス整備等に関する施策の充実

計画の実効性向上と柔軟な改善を図る進行管理・評価の協働の場を整える。

<戦略志向の計画の評価と改善>

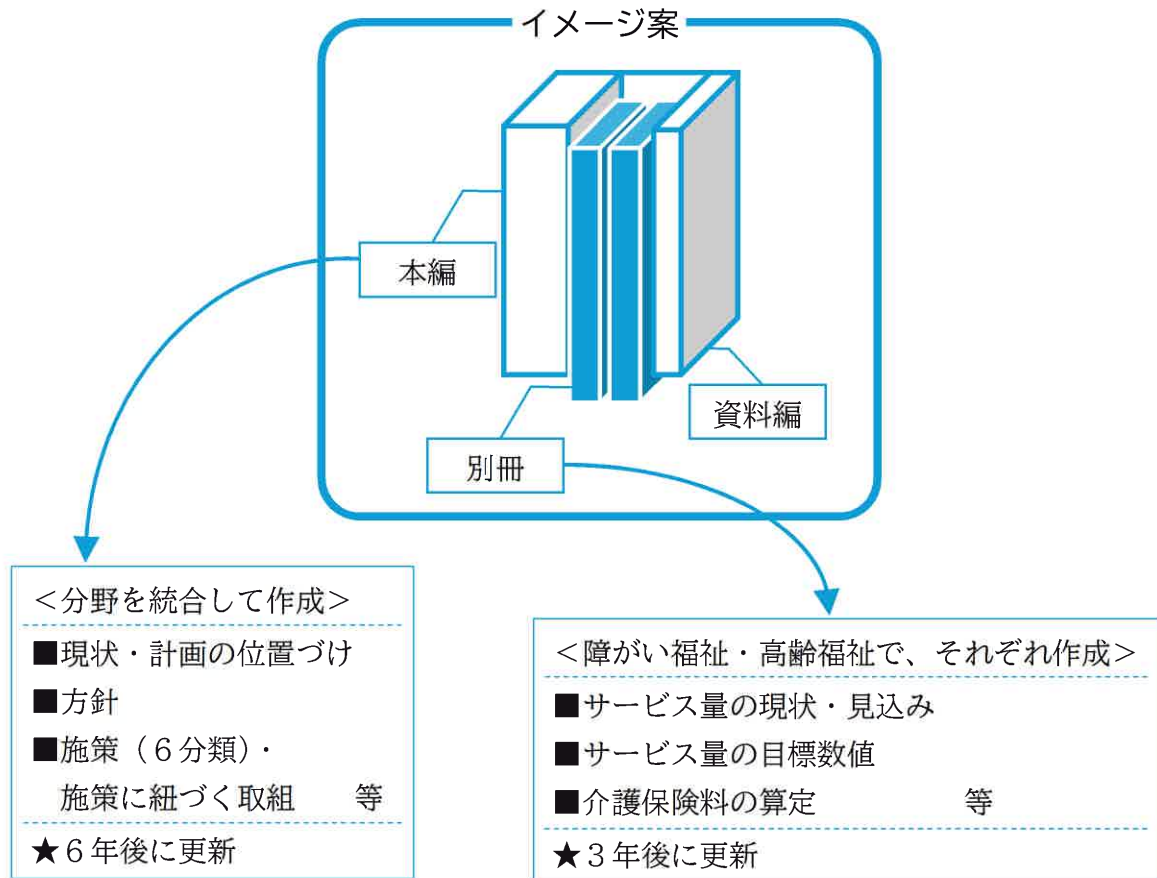
4 取組分類案

権利擁護	意思決定支援	・将来に備えた意思決定支援の仕組みづくり
	成年後見	・成年後見制度利用者への支援者会議等実施と地域連携ネットワーク強化 ・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の周知・利用促進
	虐待	・虐待への対応と支援 ・虐待早期発見・防止、権利擁護の普及啓発
	センター機能	・権利擁護支援センターを中心とした関連機関連携による充実 ・権利擁護の推進と周知啓発
相談支援	相談支援	・世帯全体への包括的な支援の実施 ・生活困窮者自立支援の推進 ・擁護者（介護者）支援的な内容（家族のアセスメント） ・親亡き後の障がいのある人への対応など
	多機関連携	・多機関協働による支援体制の構築 ・保健福祉センターの相談支援の機能強化 ・切れ目のない医療と介護の提供体制の構築 ・障がいのある人の介護保険制度への円滑な移行支援 ・各分野における課題の集約整理と解決検討 ・分野横断的な課題の集約・分析と組織的対応の確立
地域で暮らす	早めの対応	・介護予防の推進 ・地域リハビリ ・総合事業の推進 ・障がい疾患予防 ・障がいの早期発見 ・医療
	在宅サービス	・安心して生活できる体制の構築 ・介護・障がいサービス
	住まい	・多様な住まいの情報の提供・支援 ・公営住宅の充実 ・バリアのない住環境整備への支援
	認知症	・認知症・若年性認知症への支援 ・認知症・若年性認知症の早期発見・早期対応
社会参加	社会参加	・社会参加支援事業の推進
	居場所	・多様な人が交流できる居場所の支援と周知 ・認知症カフェ ・生きがいづくりの推進 ・生涯学習の推進
	就労支援	・多機関との連携による就労プログラムの検討 ・障がいのある人の就労機会の確保 ・高齢者の多様な就労機会の拡充（シルバー含む） ・企業向けの支援・啓発
	外出支援	・社会参加につながる移動手段の確保
	ユニバーサル（バリアフリー）	・障がいの有無に関わらない社会参加の場の整備 ・合理的配慮の提供の取組推進 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れた安全なまちづくり
	教育	・インクルーシブ教育
	専門機関支援	人材育成
事業者支援	・法人への指導を通じた強化 ・業務効率化の支援 ・人材確保の取組	
地域づくり	地域人材の育成	・ちょっとした支え合いの仕組みづくり ・福祉の担い手や様々な団体による見守り活動などの支援 ・ボランティア活動センターを中心としたボランティアやサポーターの推進・育成
	支え合いのネットワーク	・地域づくりのための協働ネットワークの構築 ・地域支え合い推進員と関係機関等との連携による活動支援 ・地域見まもりネットワーク事業など協力事業者による見守り活動支援と地域全体での高齢者見守り仕組みづくり充実 ・「こえる場！」による企業・団体の交流と連携推進 ・保健福祉センターにおける市民活動支援強化
	後方支援	・関係団体への支援 ・市民による活動の立ち上げや参加の支援
	防災防犯	・地域における防災体制の強化 ・地域づくりにつながる要配慮者支援の取組促進 ・防災力強化に向けた連携の推進 ・特殊詐欺などの犯罪や消費生活トラブルの被害防止
	障がい差別解消	・障がい者差別解消支援協議会、誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進 ・障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知
	再犯防止	・保護司会・更生保護女性会や学校園等との連携による取組の推進 ・“社会を明るくする運動”を通じた再犯防止への関心・理解深化
	啓発	・福祉に関する情報発信の充実 ・学校園や地域と連携した福祉学習の実施 ・認知症の理解を深める普及啓発

※障がい福祉・高齢福祉分野におけるサービス量など、法定により3年で見直す必要がある計画は、別冊として作成する。

※各施策の主な事業は、参考資料としてリスト化し、掲載予定。

(仮称)総合福祉計画の完成イメージ(案)



■ 計画更新における方針

障がい福祉計画・障がい児福祉計画 及び 介護保険事業計画は、

3年ごとの更新が基本となるため、別冊の記載内容を更新することを基本とする。

ただし、社会情勢や制度の見直しなど、状況が大きく変化し、施策方針の大幅な見直しを要する場合は、計画の期間中においても本編に対し必要な見直しを行う。

なお、別冊部分は各分野で作成するため、3年後に施策の修正の必要が生じた場合は、以下の通り対応する予定。

地域福祉	今回策定分においては別冊を作成しないが、今後予定されている成年後見分野における民法改正への対応など、新たな施策が必要な場合は、本編の追補として別冊を作成。
障がい福祉	原則、サービス支給量をはじめとする障がいのある人等の地域生活支援等に関する数値目標を更新して別冊を作成。 ただし、大きく施策の変更が必要となる場合は、施策分の追補も別冊に記載。
高齢福祉	別冊に記載する保険料のほか、国の動向や方針により、施策の記載が必要になる可能性が高い。 施策分の追補を別冊に記載することを想定。